

平成31年度 只見町山村教育留学生募集要項

只見町は、福島県立只見高等学校（以下「只見高校」という。）の振興及び只見町の地域活性化、定住・交流人口の増加を目的として只見町山村教育留学生（以下、「留学生」という。）を募集します。留学生は只見町外から只見高校へ進学する生徒とし、留学生には町立の寮（奥会津学習センター）への入寮を認めます。

平成31年度は下記内容にて留学生を選考します。

1. 募集定員

20名程度とする。

2. 申込み資格

只見高校への出願資格を満たし、Ⅰ期選抜またはⅡ期選抜で只見高校を受験する者とする。

3. 申込み方法

中学校卒業後及び卒業見込みの者は在学（出身）中学校長を通して、只見町教育委員会に郵送または持参で申込みする。

4. 申込み期間

平成30年11月16日（金）～30日（金）（午後5時必着）

5. 申込みに必要な書類

(1)只見町山村教育留学生応募申込書

(2)学業成績証明書

※学業成績証明書については、三年次の各教科5段階評価の評定、並びに一、二年次については指導要録記載の各教科5段階評価の評定値を記入する。三年次の評定は2期制の学校は前期末の評定、3期制の学校は1学期末の評定を記入する。

※申込書・学業成績証明書は、只見町HPからダウンロードし、印刷する。

※申込書の「学校長の推薦欄」及び「学業成績証明書」については、パソコン作成ののちの印刷も可。

※所属中学校から申込（証明書送付）を行うこと。

6. 選考方法

留学生選考委員会において、『只見町山村教育留学生応募申込書』及び『学業成績証明書』の書類選考、及び『面接等の結果』により選考を行う。

※面接は申込者に来町していただき、只見町内で平成30年12月15日(土)に実施致します。

7. 合否連絡

(1)平成30年12月下旬に、在学中学校長を通じて連絡する。

(2)合格者は、Ⅰ期選抜若しくはⅡ期選抜において只見高校を受験すること。

(3)合格者に提出書類記載内容の事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消すことがある。

8. 留学生決定

(1)留学生合格者かつ只見高校合格者（入学者）を留学生とする。

9. その他

(1)上記6. の選考委員会の協議により、再度Ⅱ期選抜の只見高校受験に対する留学生募集を実施する場合がある。

(2)Ⅲ期選抜の只見高校受験に対する留学生募集は、只見高校においてⅢ期選抜募集が実施され、かつⅠ・Ⅱ期選抜の留学生定員状況により、実施する場合がある。

※上記『その他』にかかる募集を実施する場合、別途「申込み」～「合否連絡」までの内容・日程の調整をしますので、只見町教育委員会（TEL0241-82-5320）にご相談ください。